

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十九号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年広島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表の備考二中「平成二十四年十一月一日」を「平成二十八年一月十八日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。